

平成十一年法律第九十七号

厚生労働省設置法
目次

第一章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節 厚生労働省の設置（第一条）
第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 特別な職（第五条）
第二節 審議会等（第六条・第十五条の二）
第三節 施設等機関（第十六条）
第四節 特別の機関（第十六条の二ー第十六条の四）
第五節 地方支分部局（第十七条ー第二十四条）

附則

第一章 総則

第二章 厚生労働委員会（第二十五条）
附則

第二章 総則

第一条 この法律は、厚生労働省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 厚生労働省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省を設置する。

2 厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

（任務）

第三条 厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、厚生労働省は、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。

3 前二項に定めるもののほか、厚生労働省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策

に関する内閣の事務を助けることを任務とする。厚生労働省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

4 厚生労働省は、前項第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会保障制度に関する総合的な基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
三 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること。
四 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。
五 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。
六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。
七 労働関係の調整に関すること。
八 人口政策に関すること。
九 医療の普及及び向上に関すること。
十 医療の指導及び監督に関すること。
十一 医療機関の整備に関すること。
十二 医師及び歯科医師に関すること。
十三 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士その他の医療関係者に関すること。
十四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。
十五 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること。
十六 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他の衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業（化粧品にあっては、研究及び開発に係る部分に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

二十六 理容師、美容師及びクリーニング師に浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関すること。

二十七 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及び

関すること。

二十八 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生

活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運

に関すること。

二十九 国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関すること。

三十 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関するこ

と。

三十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。

三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること。

三十三 毒物及び劇物の取締りに関するこ

と。

三十四 採血業の監督及び献血の推進その他の

生活習慣病に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

十七 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

十七の二 がん対策基本法（平成十八年法律第十九号）第十条第一項に規定するがん対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

十七の三 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）第九条第一項に規定する肝炎対策基本指針の策定に関すること。

十七の四 アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第十一条第一項に規定するアレルギー疾患対策基本指針の策定に関すること。

十七の五 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第二百五号）第九条第二項に規定する循環器病対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

十七の六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること。

十七の七 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

十七の八 衛生教育に関すること。

十七の九 感染症の発生及びまん延の防止並びに港及び飛行場における検疫に関すること。

十七の十 臓器の移植に関すること。

十七の十一 医療機関の整備に関すること。

十七の十二 医療の普及及び向上に関すること。

十七の十三 医療の指導及び監督に関すること。

十七の十四 医療機関の整備に関すること。

十七の十五 医師及び歯科医師に関すること。

十七の十六 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、

診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技

師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、

臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言

語聴覚士その他の医療関係者に関すること。

十七の十七 厚生労働省の長は、厚生労働大臣とす

る。

十七の十八 厚生労働省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 厚生労働省の設置

第二節 厚生労働省の任務及び所掌事務

第三節 施設等機関

第四節 特別の機関

第五節 地方支分部局

第六節 審議会等

第七節 施設等機関

第八節 特別の機関

第九節 地方支分部局

第十節 審議会等

第十一節 施設等機関

第十二節 特別の機関

第十三節 地方支分部局

第十四節 審議会等

第十五節 施設等機関

第十六節 特別の機関

第十七節 地方支分部局

第十八節 審議会等

第十九節 施設等機関

第二十節 特別の機関

第二十一節 地方支分部局

第二十二節 審議会等

第二十三節 施設等機関

第二十四節 特別の機関

第二十五節 地方支分部局

第二十六節 審議会等

第二十七節 施設等機関

第二十八節 特別の機関

第二十九節 地方支分部局

第三十節 審議会等

第三十一節 施設等機関

第三十二節 特別の機関

第三十三節 地方支分部局

第三十四節 審議会等

第三十五節 施設等機関

第三十六節 特別の機関

第三十七節 地方支分部局

第三十八節 審議会等

第三十九節 施設等機関

第四十節 特別の機関

第四十一節 地方支分部局

第四十二節 審議会等

第四十三節 施設等機関

第四十四節 特別の機関

第四十五節 地方支分部局

第四十六節 審議会等

第四十七節 施設等機関

第四十八節 特別の機関

第四十九節 地方支分部局

第五十節 審議会等

第五十一節 施設等機関

第五十二節 特別の機関

第五十三節 地方支分部局

第五十四節 審議会等

第五十五節 施設等機関

第五十六節 特別の機関

第五十七節 地方支分部局

第五十八節 審議会等

第五十九節 施設等機関

第五十節 特別の機関

第五十一節 地方支分部局

第五十二節 審議会等

第五十三節 施設等機関

第五十四節 特別の機関

第五十五節 地方支分部局

第五十六節 審議会等

第五十七節 施設等機関

第五十八節 特別の機関

第五十九節 地方支分部局

第五十節 審議会等

第五十一節 施設等機関

第五十二節 特別の機関

第五十三節 地方支分部局

第五十四節 審議会等

第五十五節 施設等機関

第五十六節 特別の機関

第五十七節 地方支分部局

第五十八節 審議会等

第五十九節 施設等機関

第五十節 特別の機関

第五十一節 地方支分部局

第五十二節 審議会等

第五十三節 施設等機関

第五十四節 特別の機関

第五十五節 地方支分部局

第五十六節 審議会等

第五十七節 施設等機関

第五十八節 特別の機関

第五十九節 地方支分部局

第五十節 審議会等

第五十一節 施設等機関

第五十二節 特別の機関

第五十三節 地方支分部局

第五十四節 審議会等

第五十五節 施設等機関

第五十六節 特別の機関

第五十七節 地方支分部局

第五十八節 審議会等

第五十九節 施設等機関

第五十節 特別の機関

第五十一節 地方支分部局

第五十二節 審議会等

第五十三節 施設等機関

第五十四節 特別の機関

第五十五節 地方支分部局

第五十六節 審議会等

第五十七節 施設等機関

第五十八節 特別の機関

第五十九節 地方支分部局

第五十節 審議会等

第五十一節 施設等機関

第五十二節 特別の機関

第五十三節 地方支分部局

第五十四節 審議会等

第五十五節 施設等機関

第五十六節 特別の機関

第五十七節 地方支分部局

第五十八節 審議会等

第五十九節 施設等機関

第五十節 特別の機関

第五十一節 地方支分部局

第五十二節 審議会等

第五十三節 施設等機関

第五十四節 特別の機関

第五十五節 地方支分部局

第五十六節 審議会等

第五十七節 施設等機関

第五十八節 特別の機関

第五十九節 地方支分部局

第五十節 審議会等

第五十一節 施設等機関

第五十二節 特別の機関

第五十三節 地方支分部局

第五十四節 審議会等

第五十五節 施設等機関

第五十六節 特別の機関

第五十七節 地方支分部局

第五十八節 審議会等

第五十九節 施設等機関

第五十節 特別の機関

第五十一節 地方支分部局

第五十二節 審議会等

第五十三節 施設等機関

第五十四節 特別の機関

第五十五節 地方支分部局

第五十六節 審議会等

第五十七節 施設等機関

第五十八節 特別の機関

第五十九節 地方支分部局

第五十節 審議会等

第五十一節 施設等機関

第五十二節 特別の機関

第五十三節 地方支分部局

第五十四節 審議会等

第五十五節 施設等機関

第五十六節 特別の機関

第五十七節 地方支分部局

第五十八節 審議会等

第五十九節 施設等機関

- 四十五 労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事を除く。）
- 四十六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関する事。
- 四十七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関する事。
- 四十八 勤労者の財産形成の促進に関する事。
- 四十九 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済に関する事。
- 五十 労働者の保護及び福利厚生に関する事。
- 五十一 労働金庫の事業に関する事。
- 五十二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する事。
- 五十三 労働力需給の調整に関する事。
- 五十四 政府が行う職業紹介及び職業指導に関する事。
- 五十五 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事。
- 五十六 高年齢者の雇用の確保及び再就職の促進並びに就業の機会の確保に関する事。
- 五十七 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事。
- 五十八 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事。
- 五十九 失業対策その他雇用機会の確保に関する事。
- 六十 雇用管理の改善に関する事。
- 六十一 政府が管掌する雇用保険事業に関する事。
- 六十二 第五十三号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関するもの。
- 六十三 公共職業訓練に関する事。
- 六十四 技能検定に関する事。

- 六十五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六十六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関する事。
- 六十七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事。
- 六十八 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事。
- 六十九 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関する事。
- 七十 家内労働者の福祉の増進に関する事。
- 七十一 家族労働問題及び家事使用人に関する事。
- 七十二 女性労働者の特性に係る労働問題に関する事。
- 七十三 労働に関する女性の地位の向上その他の労働に関する女性問題に関する事。
- 七十四 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。
- 七十五 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関する事。
- 七十六 消費生活協同組合の事業に関する事。
- 七十七 社会福祉士及び介護福祉士に関する事。
- 七十八 第七十四号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関する事。
- 七十九 障害者の福祉の増進に関する事。
- 八十 障害者の保健の向上に関する事。
- 八十一 精神保健福祉士に関する事。
- 八十二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関する事。
- 八十三 自殺総合対策大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十二条に規定する自殺総合対策大綱をいう。）の作成及び推進に関する事。
- 八十四 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関する事。

- 八十五 老人の福祉の増進に関する事。
- 八十六 老人の保健の向上に関する事。
- 八十七 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関する事。
- 八十八 介護保険事業に関する事。
- 八十九 健康保険事業に関する事。
- 九十 船員保険事業に関する事。
- 九十一 国民健康保険事業に関する事。
- 九十二 後期高齢者医療制度に関する事。
- 九十三 医療保険制度の調整に関する事。
- 九十四 政府が管掌する厚生年金保険事業に関する事。
- 九十五 政府が管掌する国民年金事業に関する事。
- 九十六 国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関する事。
- 九十七 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関する事。
- 九十八 年金制度の調整に関する事。
- 九十九 社会保険労務士に関する事。
- 百一 戰傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関する事。
- 百二 戰没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関する事。
- 百三 前号に掲げるもののほか、旧陸海軍の残務の整理に関する事。
- 百四 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関する事。
- 百五 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。
- 百六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事。
- 百七 所掌事務に係る国際協力に関する事。
- 百八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に係る研修を行う事。
- 百九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき厚生労働省に属させられた事務。
- 二十 前項の規定にかかるわらず、同項第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十八号（育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に関する部分に限る。）、第七十二号及び第七十三号に掲げる

(勞動基準監督署)

第二十二条 都道府県労働局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、労働基準監督署を置く。

(公共職業安定所)

第二十三条 都道府県労働局の所掌事務（前条第一項の規定による労働基準監督署に分掌された

2 事務を除く。)の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所を置く。
公共職業安定所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。
(公共職業安定所の出長所)

第二十四条 厚生労働大臣は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。
2 公共職業安定所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

第四章 中央労働委員会

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号) の施行の日から
施行する。

2 第四条第一項第七十七号の規定の適用につい
ては、当分の間、同号中「及び介護福祉士」と
あるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉
士」とする。

3 厚生労働省は、第四条第一項各号に掲げる事
務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞ
れ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間

(政令への委任) 第二十七条 附則第二条から第九条まで、附則第十一一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月二〇日法律第一九二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。(政令への委任)

第三十三条 附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年四月二五日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めるものと定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定めるものと定める。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二一日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

の法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年十月一日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の三） 第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは「一を削る部分に限る。」に限る）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するため特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定（公布の日）

附 則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三一日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年四月六日法律第二七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二七日法律第四二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年九月一二日法律第九〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十五年三月三〇日法律第八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十五年五月一六日法律第一五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二一日法律第五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二六日法律第六三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（災害対策基本法目次の改正規定） 第三款（被災者の運送（第八十六条の十四）を「／第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）／第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五一第八十六条の十七」を「第八十六条の十六一第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「第一九十条の四」を加える部分に限る。）、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第五章第六節中第八十六条の十七

二 第四条（中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条（中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定）（その他の経過措置の政令への委任）） 第百五十三条（この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

附 則（平成二十五年一月二七日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一條（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第二十条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定、同法第二十八条の二第一項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項の改正規定、同表第八十六条の十六の項の改正規定、同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条第五節に一款を加える改正規定及び同法第七章中第九十条の二の次に二条を加える改正規定に限る。）、第三条、第五条及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第九条、第十条、第十一條（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十七条第三項の改正規定に限る。）、第十三条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第二十条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える改正規定、同表第九十条の二第一項及び第二項の項の改正規定に限る。）、第十五条

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（政令への委任）

第一百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一月二七日法律第一八五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年二月一三日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十七条の規定（薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日）に遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十七条の規定（薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日）に遅い日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当つては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第一二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一

項及び第二項、第十四項並びに第十九条の規定
定　　公布の日
二　　第二条並びに附則第三条、第七条から第十
一条まで、第十二条及び第十五条から第十八条
までの規定　平成二十六年十月一日
(政令への委任)　この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

附　則　(平成二六年五月三〇日法律第五 〇号)　抄

(施行期日)
第一条　この法律は、平成二十七年一月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一　附則第三条、第七条(子ども・子育て支援
法及び就学前の子どもに関する教育、保育等
の総合的な提供の推進に関する法律の一部を
改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
(政令への委任))
第十三条　この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

附　則　(平成二六年六月一一日法律第六 四号)　抄

(施行期日)
第一条　この法律は、平成二十六年十月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一　第十三条の五とする改正規定、同法第十四条の
規定　公布の日
二　略
三　第一条のうち国民年金法の目次の改正規
定、同法第二章中同法第十四条の二を同法第
十四条の五とする改正規定、同法第十四条の
次に三条を加える改正規定、同法第一百条第
一项にただし書を加える改正規定、同法第百
八条第一項の改正規定、同法第百九条の四第
一项第四号の次に一号を加える改正規定、同
法第百九条の九の改正規定、同条に一項を加
える改正規定、同法第一百条第二
(その他の経過措置の政令等への委任)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三十二条、第一百六条、第一百七条、第一百十条（第八十条）、第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百十二条（第十二条号に係る部分に限る。）、第百四十四条及び第百五十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限
る）

律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め
る。

附 則（平成二九年六月一六日法律第五
九号）

この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附 則（平成三〇年四月一三日法律第一
三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月一三日法律第四
六号）抄

第五条の規定（労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条の規定、附則第十八条（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第二十条（前号に掲げる規定を除く。）

(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律
第二百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十一条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定

三 第一条の規定（健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。）、第四条の規定、第六条の規定、公布の日

1 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成二十八年三月三日法律第二
号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十八条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に關する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

八条第二項、第十四条第三項及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一（第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第十八号）、第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成二八年三月三〇日法律第一九条）この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月二六日法律第一号）抄

（施行期日）

一一四号抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第五条の規定（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第二項並びに附則第六条から第九条まで及び第

項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成三〇年七月六日法律第七一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第一項、第

（施行期日）
抄
（平成三〇年一二月一四日法律第一〇四号）
附 則
（施行期日）
抄
（平成三〇年一二月一四日法律第一〇五号）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則
（平成三〇年一二月一四日法律第一〇四号）
抄
（施行期日）
抄
（平成三〇年一二月一四日法律第一〇五号）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。）、第六十六号」とあるのは、「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規定、同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第四条の改正規定、第十二条の規定（第五号に掲げる改正規定並びに介護保険法第一百十五条の四十五中第五項を第十九項とし、第四項の次に四項を加える改正規定及び同法第一百十七条第三項第六号の改正規定を除く。）並びに第十四条中船員保険法第一百十一条第二項の改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第二百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定（令和二年十月一日（その他の経過措置の政令への委任）
第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（令和元年六月一二日法律第三三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
附 則（令和元年一月二二日法律第五五号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
附 則（令和元年一二月四日法律第六三号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日
（政令への委任）
第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

号附則
抄
(令和二年三月三日法律第一四

第七条までの規定は、令和四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。
(処分等に関する経過措置)

る。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

いシテの規定により前回の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれ

定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十一条及び第十二条の二第一項の改正規定並びに附則第一条、第二十二条及び第二十三条の

二略 十八条の規定 公布の日

の条及び次条において「新法令」といふての相当規定により相当の国の機関がした認定、指定期その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

附 則（令和二年六月二日法律第五二号）抄
（施行期日）

の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中

従前の国の機關に対してされてゐる申請届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機關に対ししてされた申請、

各号に定める日から施行する。

進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定 同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加え

この法律の施行前に旧法令の規定により尙前の機関に対し申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に専前の國の機關に対する手続がされ

によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一條（見出しを含む。）及び第十一

あるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条

（註）「海賊防護法」の規定によれば、第一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五

第三条 旧法令の規定により發せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項の省令は、去令に別段の定めがあるものの

附 則（令和二年二月一日法律第七
八号）抄
(施行期日)

第一項の規定を削除する。」を削除する旨の附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとす
る。

附則（令和三年六月一六日法律第七四
規定期は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月二二日法律第七六
第二百三十九条の附則に定めるものに依るが、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定まる。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第十八条から第二

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行す

政令
附則
（令和四年六月二二日法律第七七号）抄

(施行期日)	(第一条) この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
(附則) (令和四年法律第七十六号)	二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (令和四年法律第七十六号)
(施行期日)	三 附則 (令和四年一二月一六日法律第一〇四号) 抄 (第一条) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(附則) (令和五年法律第三十六号)	四 附則 第二条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十一条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く）及び第十五条中精神保健福祉土法第二条の改正規定（第五条第十八項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条までの規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）
(施行期日)	五 附則 (令和五年三月三一日法律第八号) 抄 (第一条) この法律は、公布の日から施行する。

(第六条)	(第二条) この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
(第三条)	二 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
(政令への委任)	三 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがないもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

(第六条)	(第三条) 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(第一条)	一 この法律は、公布の日から施行する。
(附則) (令和五年五月二六日法律第三十六条)	二 附則第十一条の規定（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(附則) (令和五年三月三一日法律第八号)	三 附則 (令和五年法律第三十六号) 抄 (第一条) この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。